

いしかわお試しテレワーク移住支援補助金 改正内容（R4.817 改正）

下記取り扱いの変更を、令和4年8月17日申請分以降より適用する。

項目	改正内容
滞在施設費の上限の追加	本県での滞在に係る宿泊費については、1人1泊当たり20,000円を補助対象経費の上限とする（補助金額は、1人1泊当たり10,000円を上限とする。同行の世帯員についても同額を上限とする）。